



特集
しらすゝ田辺の伝統漁法

未来へつなぐ道
田辺市

広報田辺 3 月号 平成 29 年 (2017 年) 3 月 1 日発行
編集・発行 田辺市企画広報課



〒 646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町 1
☎ 0739-26-9963 国 0739-22-5310
✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp



田辺市ホームページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>
モバイル版ページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/m/>



観燈祭

2017 春

フォト

コンテスト

龍神村の夜を幻想的に彩る
暖かなろうそくの灯り
あなたが見た観燈祭の
思い出をお送りください。



作品
大募集

■テーマ 龍神村内で撮影された「2017 年観燈祭」の写真

■撮影期間 3 月 10 日(金)～ 19 日(日)

■応募締切 3 月 23 日(木) [必着]

入賞

最優秀賞 1 名……4 万円分の宿泊券

【(公社) 龍神観光協会加盟施設に限る】

優秀賞 2 名……2 万円分の宿泊券

【(公社) 龍神観光協会加盟施設に限る】

ほっと賞 3 名……龍神温泉元湯無料入浴券 11 回分

◇応募作品…必ず自身で撮影した写真でご応募ください。応募数に制限はありませんが、入賞は 1 人 1 点です。写真は、デジタルカメラ又は携帯電話のカメラで撮影したプリント写真で、四つ切 (ワイド可)、又は A 4 サイズのもの。応募作品に人物が写っている場合、肖像権侵害等の責任は負いかねますので、必ず被写体の承諾を得るようにしてください。

◇応募方法…撮影場所・撮影日時・郵便番号・住所・氏名 (フリガナ)・年齢・電話番号を記入した応募用紙を作品裏面に貼付の上、下記へ郵送又は直接お持ちください。応募用紙は下記で配布するほか、ホームページからも取得できます。(応募用紙がない場合は、メモ用紙等に記入してください。)

◇審査発表…4 月中に主催者側で審査を行い、入賞者のみに通知し、ホームページ等で公表します。

その他詳しくは、下記へお問い合わせください。

2017 観燈祭撮影会

◇日 時: 3 月 11 日(土)【雨天の場合は 18 日(土)に延期】
17 時 30 分～ 19 時

◇場 所: 龍神温泉街

◇撮影対象: 観燈祭 (必ず燈籠が写っていること)

◇その他: 小雨決行ですが、風雨が激しい場合は中止する場合があります。主催者側でモデル (女性 4～5 名程度) を用意します。撮影した写真の最低 1 枚は観燈祭フォトコンテストに出品してください。現地集合で、事故等について主催者は一切の責任を負いません。

2017 観燈祭足湯でおもてなし

◇日 時: 3 月 11 日(土)【雨天の場合は 18 日(土)に延期】
15 時～ 19 時 30 分

◇場 所: 龍神温泉 上御殿前付近

◇内 容: 時間内は無料で自由に入湯できます。入浴された方へタオルや石けん等をプレゼント!!

◇その他: 小雨決行ですが、風雨が激しい場合は中止する場合があります。事故等について主催者は一切の責任を負いません。

問 (公社) 龍神観光協会 〒 645-0415 龍神村西 376

☎ 0739-78-2222 (平日 9 時～ 17 時) ※ 12 時～ 13 時を除く。

🌐 <http://www.ryujin-kanko.jp>

- 03 特集 しらす／田辺の伝統漁法／
- 08 災害に向かい合うために
／片田教授のメッセージ／
- 10 市政「未来ポスト」／皆さんの声／
- 12 人事行政の運営等の状況
- 14 おしらせワイド
臨時福祉給付金（経済対策分）の受取には申請が必要／国民健康保険の異動手続及び各種保険税（料）の特別徴収について ほか
- 18 まちの話題
体験と実践で生き延びる知識を学ぶ／首都圏で田辺の食と観光をPR ほか
- 20 おしらせボックス
市営住宅入居者を募集します／田辺まちなか春祭り（たなはる）を開催します ほか
- 26 みんなの広場
子育てクラブ／我が家の愛ドル／たなベスマイル／防災コラム／まちかど特派員／たなベ散歩／図書館へ行こう
- 30 相談日程

特集 しらす／田辺の伝統漁法／

寒さも少しずつ緩み、春の訪れを感じさせる3月。そんな春といえば、皆さんは何を思い浮かべるでしょうか？桜や菜の花、卒業式など様々ありますが、その中でも市ならではの食材『しらす』を取り上げます。
田辺湾で漁獲されているしらすは、優れた品質で希少価値の高い食材と言われています。
それでは、なぜ希少価値が高いのか？その理由を知っていたかどうかとともに、磯間の古来の伝統漁法と販路拡大についての取組をご紹介します。

田水産課 水産係
☎ 0739（26）9932

主な電話番号等

- 田辺市役所 ☎ 646-8545 新屋敷町1
☎ 0739-22-5300（代） ☎ 0739-22-5310
- 市民総合センター ☎ 646-0028 高雄一丁目23-1
☎ 0739-26-4900（代） ☎ 0739-26-4914
- 龍神行政局 ☎ 645-0415 龍神村西376
☎ 0739-78-0111（代） ☎ 0739-78-0116
- 中辺路行政局 ☎ 646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎ 0739-64-0500（代） ☎ 0739-64-0966
- 大塔行政局 ☎ 646-1192 鮎川2567-1
☎ 0739-48-0301（代） ☎ 0739-49-0359
- 本宮行政局 ☎ 647-1792 本宮町本宮219
☎ 0735-42-0070（代） ☎ 0735-42-0239
- 市水道事業所 ☎ 646-0028 高雄三丁目18-1
☎ 0739-24-0011（代） ☎ 0739-24-7910
- 市ごみ処理場 ☎ 646-0053 元町2291-6
☎ 0739-24-6218（代） ☎ 0739-24-4068

電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド ☎ 0120-963-910
- 救急安心センター ☎ #7119

休日急患診療

場田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）
☎ 内科・小児科系、歯科の応急診療
日時 ⑩ 9時～11時30分、13時～16時
（※小児科のみ、④ 18時～21時30分も診療を行っています。）
☎ ☎ 0739-26-4909



田辺市
ホームページ



モバイル用
ホームページ



防災行政
メール等



救急受診
ガイド

今月の表紙



春の味、しらす♪

今月の表紙は、田辺湾でしらす漁をしている様子を撮影しました。冷え込む中、朝日が昇ると同時に漁へ出発。伝統漁法で優しく水揚げされたしらすは、太陽の光に照らされ、きらきらと光っていました。

マークの説明

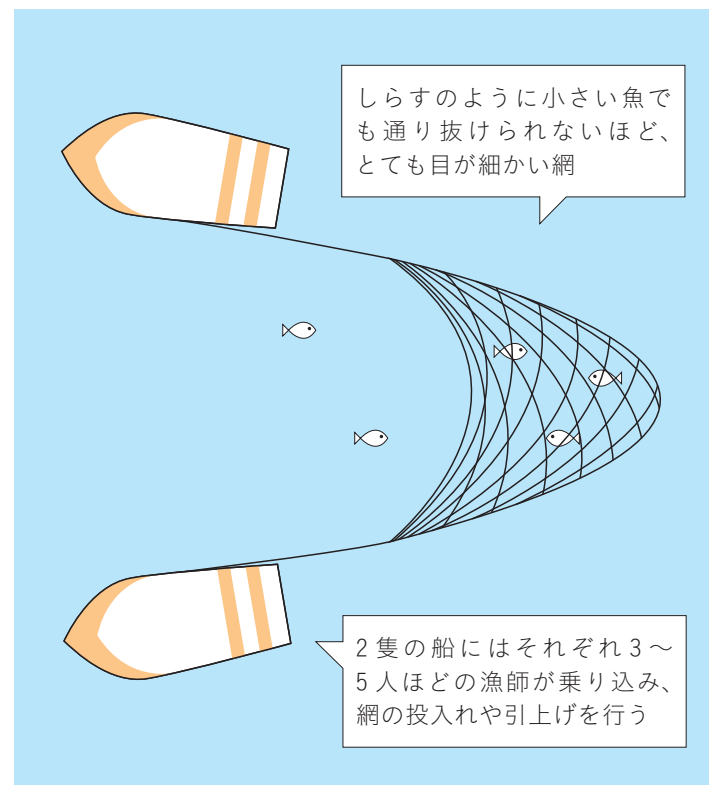
- | | |
|------------|------------|
| ☎…日付・期間 | ☎…定員 |
| 🕒…時間 | 💰…料金・費用 |
| 🏠…休館日 | 🎒…持ち物 |
| 📍…場所 | 📄…申込み・申請方法 |
| 👥…集合 | 🗨️…問合せ |
| 📄…内容 | [消印]…消印有効 |
| 👤…対象・参加資格等 | [先着]…先着順 |

◇🕒マークには、振替休日等も含まれます。
◇申込み・問合せ等の受付については、基本的に④
⑩🕒を除く8時30分～17時15分です。
◇料金の記載のないものは、無料です。
◇申込み方法の記載のないものは、申込み不要です。
◇市役所の開庁時間は、🕒を除く🕒～🕒の8時30分～17時15分です。毎週🕒は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。



ツイッター・フェイスブックでも市の情報を発信しています。
☎ <http://www.city.tanabe.lg.jp/jyouhou/sns.html>

伝統のしらす漁法



▲引き寄せ網漁のイメージ図

磯間地区で行われているしらす漁法は、全国的にも珍しい「引き寄せ網漁」と呼ばれるものです。引き寄せ網漁は、まず2隻の船を使い、100メートルを超える大きな網を広げます。全国で行われている船曳網漁業（バッチ網漁）は船を動かし、網を引くことでしらすを捕るのですが、引き寄せ網漁では、広げた網をしばらく波に漂わせ、少しずつ範囲を狭めて漁獲します。ほとんどを人間の力だけで行うことで、小さなしらすの体

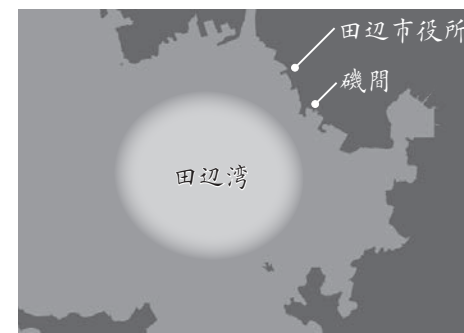
を痛めることなく丁寧に水揚げされるため、傷が少なく、市場では「高級食材」として珍重されています。また、漁獲量は少ないですが、乱獲を防ぎ、田辺湾内の資源保護にもつながっていました。

この漁法は、手こぎ舟しかなかった時代から全国各地で行われてきた方法ですが、大変非効率なため、いつの間にか、しらす漁としては、和歌山県下で唯一、磯間に残るだけとなりました。

田辺湾のしらす

田辺湾は、沖合いに黒潮の分岐が流れ込む紀伊水道に面しています。その黒潮の恩恵を受け、様々な水産資源に恵まれるこの地域では、古くから漁業が盛んです。

田辺の海で、この時期に旬を迎えるのが「しらす」。湾に面した磯間地域では、昔からしらす漁が行われており、多くのしらすの加工場からは、釜揚げされたしらすの香りが漂っています。



▲磯間地区と田辺湾



しらすってどんな魚？

しらすとは、イワシの稚魚のことです。マイワシ・カタクチイワシ・ウルメイワシの3種類があり、漁獲量は、春先と秋口が最も多くなります。

成長段階によって呼び方が変わるんです！

しらすは、その成長段階によって商品名の呼び方が変わります。

- ◇しらす……体が白く、体長が2cmに満たないもの
- ◇おかずなご……3～5cmに成長し、少し銀色味を帯びたもの
- ◇イワシ……5cm以上に成長した銀色のもの

磯間の伝統しらす漁法 「引き寄せ網漁」の 1日を取材しました！

7時40分 漁港を出発

船は、港から約5分の漁場を目指します。魚群レーダーを載せてしらすを探す船と、網を積み、しらすを引き上げる船に分かれて出発です。



7時50分 網を海へ

レーダーを使い、魚群を探します。魚群の位置が分かったら、そこに100メートルを超える網を投げ入れます。揺れる船の上でバランスをとりながら行うこの作業は、かなりの労力が必要です。



9時10分 網を引き上げる

しばらく時間を置いた後、船員総動員で網を引き上げます。この作業は、ほとんどを人の力で行います。網をほとんど引き上げ、しらすが海面付近までくると、たも網を使い、すくい上げます。



すくい上げたしらすは、氷水が入れられた大きな容器に移し替えられます。

9時50分 帰港

捕ったしらすは、すぐに漁港に持ち帰ります。そして、新鮮なうちにせりかけられ、市内の料理店や加工業者に売られていきます。



湊浦漁協食堂

皆さん、
おいしいしらすを
是非食べに来てくださ～い！



和歌山南漁業協同組合湊浦支所
女性部の皆さん

鮮度抜群!!
生しらす丼



- ◎メニュー
みそ汁付きで各800円。
・生しらす丼
・しらす丼（釜揚げ）
・ハーフ丼（生と釜揚げ）

湊浦漁港の荷捌き所スペースを活用し、漁港や海を眺めながらオープンスペースでの飲食を楽しめます！

3月4日（土）オープン

- ◎営業期間
3月4日（土）～11月25日（土）
毎週（土）のみ営業
※荒天等で休業の場合あり
※12月～2月冬期休暇予定
◎営業時間
11時～14時（売り切れ次第終了）
◎場所
和歌山南漁業協同組合湊浦支所（磯間27-6）



和歌山南漁業協同組合
副組合長
中本眞一郎さん

自慢のしらすを伝えたい
磯間の海底は地質が良く、しらすの生息に適していると言われています。良好な環境で育ち、伝統の引き寄せ網漁で丁寧に水揚げされた磯間のしらすは、白さと美しさが自慢です。「磯間のしらすは日本一！」と言ってくれる人もいて、やりがいを感じています。釜揚げはもちろん、揚げた日のうちに生で食べるしらすはまた格別。海の香りとツルツル感がたまりません。そんな田辺の海が生んだしらすは、栄養分も豊富で、老若男女にお勧めです。これからも、このおいしさを守り継いできた漁法とともに、次の世代へつないでいきたいですね。そして、多くの皆さんに自慢のしらすを味わっていただけるよう、頑張りたいと思います。

しらすを食す



おいしい食べ方

- ◇しらすご飯（しらす丼）
釜揚げしたしらすをご飯に乗せれば、ほのかな海の香りとしらすの甘みを存分に味わえます。おかゆや大根おろしで食べてもおいしいです。
◇生しらす
その日の新鮮なうちであれば、生のまま食べられます。酢・みそ・橙の絞り汁を混ぜて食べると、つるりとした独特の食感が楽しめます。もちろんご飯に乗せても楽しめます。

乾燥度によって

変化する名前

- 加工方法によって、しらすの名前は変化します。
◇釜揚げしらす
釜揚げしただけのものを「しらす（釜揚げしらす）」と言います。ちなみに、釜揚げ後に少し干したものは「しらす干し」と言います。
◇ちりめんじゃこ
じっくり干して乾燥させたものを「ちりめんじゃこ」と言います。

加工業者に聞く 磯間のしらすの魅力！



ここでしか行われていない伝統の漁法で生きてきたまま捕られているので、鮮度がとてもいいところです！

黒崎 弘久さん

他のしらすとは、味も食感も全く違うところです。食べ比べてみると違いがはっきりと分かります！



北本 征太郎さん

しらすの栄養

骨を丈夫にするカルシウムや、脳の働きを活性化させるDHAなど、多くの栄養（※）が含まれています。軟らかくて食べやすいので、離乳食や成長期のお子さんに、また、美容や健康、ストレスの解消にもお勧めです。

※カルシウムやDHAのほか、ビタミン・EPA（血液を健康にする働きがあります）・鉄分・たんばく質などがあります。

しらすを食べてみんな健康♪



災害に向かい合うために

～片田教授のメッセージ～

昨年11月19日、田辺市で震度4を観測した地震がありました。いよいよその時が来たと思った方もおられると思います。昨年4月の熊本地震や10月の鳥取県中部地震、そして津波警報が発せられた11月の福島県沖地震など、ここ最近全国各地で地震が発生しています。また、豪雨災害についても田辺市を含む全国各地で多発しており、東日本大震災以降、地震は多発期に入ったと言われ、気象災害も温暖化の影響で激甚化していると言われています。

このような状況の中、今、私たちはどのような意識を持って災害に向かい合えばよいのでしょうか。不安を感じているだけでは、何も状況は改善されません。また、学校教育の現場では、熱心な防災教育が展開され、田辺の子供たちは自分の命を守ることを一生懸命に学んでいます。子供たちも災害には不安を感じているはずですが、そんな田辺の子供たちを前に、大人たちはどのように災害に向かい合い、振る舞うべきなのでしょう。田辺市に関わりを持つ防災の専門家として私の思いをお伝えしたいと思います。

いつか来る『その時』のために、具体的な行動に移す

災害に対する漠然とした不安を感じながら、災害が多発している事実を改めて認識すると、私たちの不安はさらに高まるものです。このような状況になると、私たちは災害対応の一層の充実を行政に期待したくなるものです。もちろん災害が厳しくなる昨今の状況を踏まえるならば、防災の充実を図ることは、行政の重要課題であるはずですが、行政がどれだけ対応を重ねても、相手は自然です。不安を完全に解消するだけの抜本的な対応策はないことも、また事実として受け止めなければなりません。

このような不安な気持ちの中で、私たちは非常食や水の備蓄などの簡単な対応は行ったとしても、不安を解消するには至らず、さりとて抜本的な対応策も見付からないため、それ以上積極的な対応をせずに日々を送ってしまいがちです。こうして時間だけが経過してしまいう先には、必ず『その時』が待ち受けています。

私が田辺市民の皆さんにお願いしたいことは、災害は確実に厳しさを増しており、『その時』は

みんなの精一杯の努力がまちをつくり、子供たちを育む

もちろん相手は自然ですから、いつ起こるか分からないとはいえ、あの東日本大震災のような想像を絶する災害が起こることもあります。『その時』が来たら、犠牲者ゼロを達成することはできないかもしれませんが、そうであつたとしても、右往左往せずに、犠牲者ゼロを目指して肅々と官民挙げて努力を重ねること。それのみが今できること、やるべきことであり、この田辺の地にりと生きるといふことだと思います。そんな姿勢で災害に向かい合う大人たちの姿こそが、子供たちに見せる姿勢だと私は考えます。右往左往することでは不安は解消しません。それどころか一層の不安をつくり上げ、その大人たちの姿に子供たちの不安まで高まります。一方、できることをみんなで精一杯重ねたとき、一人ひとりの不安は完全には解消せずとも、みんなで精一杯やったことへの納得が不安を和らげ、何よりも防災としての効果を最大にします。また、田辺市民の皆さんが災害犠牲者ゼロを目指して一丸となることは、思いやりの温かさで前向きな思いにあふれ

史が証明するとおり、「確実に近づいている」という現実にしつかりと向かい合っていたくことです。この時、十分な対応をしていなければ、それに応じた被害が生じ、後悔を伴う結果となってしまう。私はそんな現場を数々見てきました。ただ不安がついていても何も改善されません。皆さんの感じておられる不安を単なる不安にとどめずに、具体的な行動に移すことが今こそ必要だと感じています。どれだけ対応を重ねても、不安を完全に解消することにはならないことも事実ですが、一方で、実際に重ねた防災対応は、重ねただけ確実に効果につながることもまた事実なのです。

市民一丸となって、災害犠牲者ゼロを目指す

災害なんかに我が家は負けない、この地域からは絶対に犠牲者を出さない。そうした災害犠牲者ゼロを共通の目標として家族・地域・学校で共有し、田辺市民が一丸となって災害対応力の弱いお年寄りや障害のある方、小さな子供たちのことを思いやり、今できることに肅々と取り組んでいただく。そして、やるだけのことはやっ

た明るいまちをつくり出します。そんな環境の中で田辺の子供たちを育むことこそが、今の田辺に最も大切なことだと思うのです。

こんなときだからこそ、改めて防災のあるべき姿、そして、自分はどうのように災害に向かい合うべきなのかを考えていただければと思います。



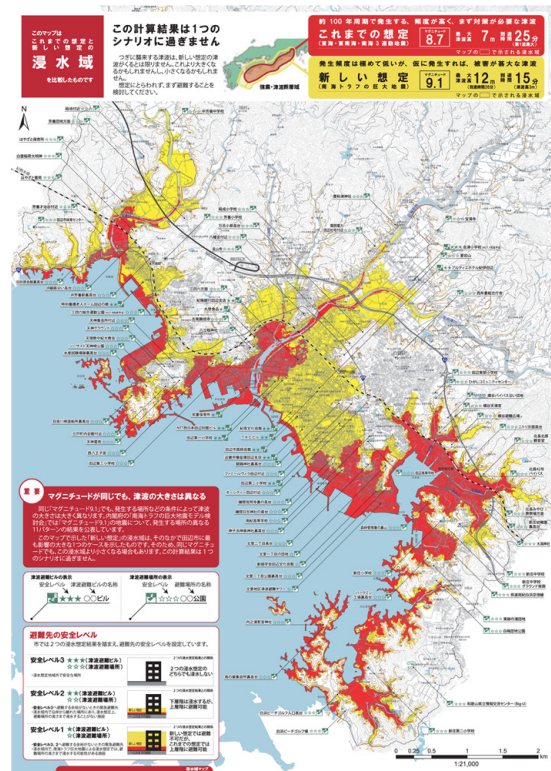
かたか 敏孝
片田

昭和35年岐阜県生まれ。群馬大学広域首都圏防災研究センター長、群馬大学大学院理工学府教授。災害社会工学を専門とし、災害時の情報伝達や危機管理について研究している。防災教育にも取り組んでおり、東日本大震災で、市内の小中学生の生存率が99.8%だった「釜石の奇跡」に大きく貢献。平成25年度からは田辺市の防災教育に携わる。

自然に向き合い、命を大切に する防災教育

田辺市の学校では、子供たちがそんな思いで防災に取り組み、避難訓練を重ねています。これからも継続的な取組は必要ではありますが、これまでの防災教育を通じて、田辺の子供たちは地震が来たら身を守り、津波に備えてできる限りの避難をする子供たちになってくれました。そして、「災害から命を守る」ことの意味を学び、

たというある種の納得を得ること、それが今の田辺市において求められる防災の姿だと思います。



▲片田教授監修の下、田辺市が作成した津波ハザードマップ。予想される浸水の程度や避難情報等の各種情報が分かりやすく表示されています。



平成 28 年 9 月～平成 29 年 1 月末

市政「未来ポスト」～皆さんの声～

市政「未来ポスト」にお寄せいただいたご意見を紹介します。(一部抜粋)



田辺市発展について

私は、田辺市の人口減少を防ぐために、小学校や中学校、高校で人口減少を警告する授業、もしくは講演会を開くべきだと考えています。これは田辺市に限ったことではありません。現在、県内で人口が増加している3自治体を除けば、どの市町村においても取り組むべきことだと思います。

現代では光回線があれば、どこでも仕事ができる時代と聞いたことがあります。恐らく田辺だと地価も都市部ほど高くないはずですので、市営ビルを建て、それがある程度のお金で企業に貸せば、企業も入って来やすく、田辺での職場も増えるのではないのでしょうか。また会社が増えることで、人も集まり、商店街等に人の流れを促すことによって、お金のまわりも良くなると思います。

田辺は和歌山市や大阪にも比較的近いので、人の流れを作るポテンシャルはあると思います。

今回のご提案についてですが、現在、本市の小中学校では、人口減少を警告する授業や講演

雨の日の子供の遊び場について

雨の日は公園に行けないので、小さい子供の遊び場所がないです。図書館などでは騒がしくしてしまい、他の人に迷惑を掛けるので行きません。屋内で体を動かして遊べる遊具などがある大きな施設を造ってほしいです。雨が降ると遊ぶ場所が家の中かゲームセンターなどしかない、体を動かさないと子供たちにストレスがたまります。

子供が雨のため家の中に一日いることで、体を動かさずストレスがたまるとの心配につきまして、心情をお察しいたします。現在、市内の末広・天神・芳養に児童館がありまして、就学後の子供につきましては、放課後に友達と遊べる場を提供させていただいています。

就学前の子供につきましては、末広児童館では、「親子の部屋」としまして、㊦㊧の9時30分～16時45分、親子で遊んでいただけ場所を提供させていただいています。天神児童館では、「フリースペースちびっこ」としまして、㊦㊧の9時30分～12時、芳養児童センターでは㊦㊧

会は行っていない。しかしながら、人口流出に少しでも歯止めをかけるという点においては、各小中学校で地域や学校の実態に応じて地域学習等を行っており、まずは、こうした取組を通じて、地域の良さを知り、地域を守り、地域に貢献できる児童生徒を育成していきたいと考えています。

一方、企業の立地を促進することについては、雇用の創出や、関連企業への波及等、地域経済の発展に大きく寄与することから、本市では、一定の要件を満たす企業に対して奨励金を交付することで企業の立地促進を図っているところです。また、商店街地域における空き家・空き店舗の解消が課題となっており、空き家・空き店舗を賃貸して開業する方に対し支援を行っているほか、市内での創業を促進し、開業率を上げることで地域の活性化を図るため、創業セミナーの開催や新たなビジネスを創出する「たなべ未来創造塾」を開講するとともに、開業支援のための新たな補助金制度も創設しています。加えて、民間においても、空き家・空き店舗などをリフォームや用

㊦の9時～17時、親子で遊んでいただけ場所を提供させていただいております。

また、もとまち保育所内にあります地域子育て支援センター「愛あい」では、「あいあい広場」としまして、就学前の子供と親の交流の場を年間10回程度開催しているほか、新庄総合公園管理事務所の一室を利用して「つどいの広場」を月に6回程度開催しています。

さらに、中部公民館と東部公民館で月にそれぞれ1回程度、0歳と1歳の子供を対象とした親子の交流の場としまして「0・1つどいのおへや」を開催しています。

なお、市内には14の子育てサークルが活動を行っておりまして、これらのサークルの案内も地域子育て支援センターで行っております。

以上のように、屋内で過ごすことのできる場をいくつかご案内させていただきましたが、今回お問い合わせいただきましたような大型遊具のある屋内型施設につきましては、市内にはございません。

県内にどの程度そのような施設があるのか調査はしております。

途変更することで遊休不動産を有効活用し、新規開業を促進する新たな動きも生まれてきており、これらの取組に対する支援等も行っているところです。

いずれにしても、全国的な人口減少の流れの中にあつて、人口を増加させることは非常に困難なことであり、人口減少のスピードを少しでも緩やかにすることで、地域の持続と振興につなげていくことが重要であると捉えています。「人の流れを作る」ということについては、本市においても「田辺市まち・ひと・しごと総合戦略」の基本目標の一つとして掲げ、田舎暮らしに関心を持つ都会の方々への移住施策をはじめ、企業や大学との連携、多様なツーリズムを用いた交流人口の拡大などにも取り組んでいるところです。

今後につきましても、将来にわたって暮らし続けることのできるまちづくりを目指し、いただいたご意見も参考にしながら、鋭意努力してまいりたいと考えていますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

【企画広報課企画調整係】

せんが、海南市わんぱく公園に設置されております「風の子館」は屋内型施設となっておりますことは存じております。本市でも、このような施設を設置することは意義あることと思います。しかしながら、子育てにおける事業につきましては、保健の分野、医療の分野、福祉の分野、教育・生涯学習の分野等、多様な分野で事業を実施しており、それぞれの分野でどのような事業を行っていくか様々な意見とその取りまとめが必要となる場所です。

そのため、今回ご提案いただきましたご意見については、今後の課題としてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

【子育て推進課こども家庭係】



ごみの分別について

資源ごみや埋立てごみの回収の時、それ以外の物が入っていた場合、シール一枚袋に貼って置いて行かれてしまいます。こちらとしましては、『ごみ分別辞書』で確認しながら入れていますので、「いつたいたどのごみがいけなかったのか？」と途方にくれてしまいます。

「このごみがいけないのですよ」と分かる様に表示していただければ、以後の参考にもなると思います。お忙しいとは思いますが、ご検討お願いします。

分別できていないごみについては、11種類の注意シールを用意し、その内容に応じた注意シールを貼り、回収できなかった日と分別されていないごみの種類を記入することを収集業者に指導しています。

しかしながら今回は、収集業者が収集日と分別されていないごみの種類を記入すべきことを怠っており、大変申し訳ありませんでした。今後は、収集業者に対して、なお一層の周知徹底をしてまいります。

【廃棄物処理課施設業務係】

お願いとお断り

■問合せ等をさせていただくこともありますが、必ず氏名・住所・電話番号・メールアドレス(ある場合)を明記してください。(氏名等が無い場合は回答いたしかねます。)

■原則、回答を希望するものについては、おおむね2週間以内に回答します。なお、内容や状況により日数の掛かる場合がありますのでご了承ください。

■お寄せいただいたご意見等は、その内容・要旨を広報紙やホームページ等に掲載させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。掲載に当たっては、個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定されることのないようにします。

■市政「未来ポスト」は、市政に対するご意見をいただく目的で設置させていただいています。個人・団体への誹謗中傷や営利目的の書き込み等はご遠慮ください。

企画広報課 広聴広報係
0739(26)9963

人事行政の運営等の状況

田辺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市職員の給与や職員数の状況などのあらましについてお知らせします。また、詳細な内容は市のホームページ（<http://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/index.html>）に掲載します。

■問合せ 総務課 人事係（☎ 0739-26-9916）

■人事行政の運営状況

1. 職員の採用及び職員数の状況

(1) 職員の採用状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

職種	採用者数		
	男性	女性	合計
一般事務職 1 種	8 人	2 人	10 人
一般事務職 2 種	0 人	2 人	2 人
一般事務職 3 種	0 人	0 人	0 人
一般事務職 4 種	0 人	1 人	1 人
土木技術職	1 人	0 人	1 人
保育士	0 人	4 人	4 人
幼稚園教諭	0 人	1 人	1 人
消防職	4 人	0 人	4 人
看護師	0 人	1 人	1 人
保健師	0 人	1 人	1 人
合計	13 人	12 人	25 人

■職員数増の主な理由

◇防災対策及び国土強靱化計画の推進

◇世界遺産及び文化財の保全を強化

◇地方創生事業の推進及び第二次田辺市総合計画の策定

◇学童保育所の新設等子育て施策の充実

※職員数は一般職に属する職員数（教育長を除く。）であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

2. 職員の給与状況

(1) 人件費の状況（平成 27 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額（A）	人件費（B）	人件費 B / A	参考：平成 26 年度の人件費率
77,486 人	46,679,535 千円	7,484,766 千円	16.0 %	14.9 %

(2) 職員給与費の状況（平成 27 年度普通会計決算）

職員数（A）	給与費				一人当たりの給与費 B / A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
776 人	3,273,289 千円	736,059 千円	1,139,021 千円	5,148,369 千円	6,634 千円

◇職員手当には退職手当を含みません。

◇職員数は、平成 27 年 4 月 1 日現在の普通会計に属する人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況 （平成 27 年 4 月 1 日現在）

年度	平成 27 年
ラスパイレス指数	100

◇ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(2) 職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

区分 部門	職員数		対前年 増減数
	平成 27 年	平成 28 年	
一般行政部門	議会	6 人	6 人
	総務	133 人	133 人
	税務	38 人	38 人
	民生	155 人	159 人
	衛生	63 人	65 人
	労働	0 人	0 人
	農林水産	49 人	49 人
	商工	29 人	31 人
	土木	56 人	56 人
	小計	529 人	537 人
特政 別部門	教育	100 人	96 人
	消防	147 人	148 人
	小計	247 人	244 人
普通会計計		776 人	781 人
公営企 業等	水道	30 人	29 人
	下水道	4 人	4 人
	その他	39 人	39 人
	小計	73 人	72 人
合計		849 人	853 人

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア. 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 （平成 28 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.3 歳	339,200 円	410,440 円
技能労務職	49.5 歳	357,700 円	398,835 円
教育職	43.1 歳	338,800 円	410,163 円
消防職	39.2 歳	310,100 円	411,776 円

◇平均給料月額とは、平成 28 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

◇平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の手当の状況

ア. 期末・勤勉手当

田辺市		国	
（平成 27 年度支給割合） ◇期末手当 2.60 月分 ◇勤勉手当 1.60 月分	（加算措置の状況） ◇職制上の段階、職務級等による 加算措置（役職加算 5 ～ 15 %）	（平成 27 年度支給割合） ◇期末手当 2.60 月分 ◇勤勉手当 1.60 月分	（加算措置の状況） ◇職制上の段階、職務級等による 加算措置（役職加算 5 ～ 20 %） （管理職加算 10 ～ 25 %）

一人当たり平均支給額 （平成 27 年度支給実績）	1,493 千円
------------------------------	----------

イ. 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区分	支給率（国と同じ）	
	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.4450 月分	25.5563 月分
勤続 25 年	29.1450 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.3250 月分	49.5900 月分
最高限度額	49.5900 月分	49.5900 月分
その他の 加算措置	応募認定退職特例措置 （2 ～ 45 % 加算）	

エ. 時間外勤務手当

支給実績 （平成 27 年度決算）	335,347 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （平成 27 年度決算）	514 千円
支給実績 （平成 26 年度決算）	323,475 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （平成 26 年度決算）	489 千円

※平均支給年額は、支給実績を支給対象職員で割った金額です。

(6) 特別職の報酬等の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区分	給料又は 報酬月額	退職手当（支給は任期ごと）
市長	830,000 円	83 万円×在職月数× 0.433
副市長	700,000 円	70 万円×在職月数× 0.258
議長	535,000 円	－
副議長	475,000 円	－
議員	430,000 円	－

(7) 年次有給休暇の取得状況 （1 年につき 20 日間付与）

※付与された翌年に限り繰越し可能（最大 40 日）

イ. 職員の初任給の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区分		初任給	
		田辺市	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	総合職 181,200 円 一般職 176,700 円
	高校卒	144,600 円	一般職 144,600 円
技能労務職	高校卒	144,600 円	－
教育職	大学卒	176,700 円	－
	高校卒	144,600 円	－
消防職	大学卒	176,700 円	－
	高校卒	144,600 円	－

ウ. 特殊勤務手当

手当の種類（手当数）		17
代表的な 手当	支給額の多い手当	医師診療手当・消防隔日勤務手当・消防救急出動手当・保育所勤務手当
	多くの職員に支給 されている手当	消防隔日勤務手当・消防救急出動手当・保育所勤務手当

支給実績（平成 27 年度決算）	32,193 千円
------------------	-----------

オ. その他の手当（平成 29 年 1 月 1 日現在）

扶養 手当 （国 と同 じ）	◇配偶者 13,000 円 ◇配偶者以外の扶養親族 各 6,500 円 ◇配偶者のいない職員の扶養親族のうち 1 人 目 11,000 円 ◇満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末ま での子 1 人につき 5,000 円加算
	借家の場合（家賃が 12,000 円を超える場合 に限る）、家賃の額に応じて 27,000 円を限度 として支給
住居 手当 （国 と同 じ）	
通勤 手当	◇交通用具利用の場合、片道 2 km 以上の場 合に限り、通勤距離及び交通用具の種別に応 じて支給。自動車は 2,100 円～ 55,000 円、 自動車以外の交通用具は 1,500 円～ 25,400 円を支給（国の場合は 2,000 円～ 31,600 円 を支給） ◇交通機関利用の場合、負担している運賃額 に応じて 55,000 円を限度として支給

平成 27 年中	総取得日数（A）	全対象職員数（B）	平均取得日数 A / B
	7,425.6 日	854 人	8.6 日

臨時福祉給付金（経済対策分）の受取には申請が必要です

■問合せ 下記参照



消費税率の引上げによる影響を緩和するため、臨時福祉給付金（経済対策分）が支給されます。

※平成28年1月1日時点で市内に住民票があり、平成28年度分の市民税が課税されていない方

ただし、課税されている方の扶養親族等（税申告上の配偶者・扶養親族・専従者）生活保護の受給者である方は除きます。

◇対象となる方への案内
「臨時福祉給付金（経済対策分）のお知らせ」又は「市民税に係る非課税該当のお知らせ」とともに申請書を送付します。また、お知らせが届かなかった場合でも、要件を満たす方は対象となりますので、下記へお問い合わせください。

■支給額
1人につき1万5000円

■申請期間
3月22日（水）～6月22日（木）

■申請先
◇市民総合センター1階 給付金受付窓口
◇各行政局住民福祉課
◇郵送による申請書の送付先
〒646-0028
高雄一丁目23-1

市民総合センター1階 給付金受付窓口

■提出書類
◇申請書（「お知らせ」に同封しています。）
◇本人確認書類の写し（運転免許証・保険証・旅券等いずれか）
※平成28年度臨時福祉給付金（3000円）を申請済みの方は、不要です。
◇振込先金融機関・口座が確認できる書類（通帳・キャッシュカード）の写し
※平成28年度臨時福祉給付金（3000円）と同じ口座を指定する場合は、不要です。

■受取方法
指定口座への振込み

■注意
申請期間等は、各市区町村により異なります。田辺市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村にお問い合わせいただくか、ホームページ等で確認するようにしてください。

■申請先
◇福祉課 臨時福祉給付金担当（市民総合センター2階）
☎0739（26）4900
◇給付金受付窓口（市民総合センター1階）
☎0739（33）7492

4月から新たに 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まります

■問合せ やすらぎ対策課 高齢福祉係（☎ 0739-26-4910）



平成27年4月の介護保険法の改正により、介護予防事業を見直し、現在、国の制度として実施している「介護予防給付」のうち、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」を市町村事業に移行し、平成29年4月から新たに『介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）』が始まります。



総合事業とは

総合事業は、これまでの全国一律の基準による支援を、自治体がそれぞれの地域実情に合わせた形に見直すものです。まず高齢化が進展し、生活支援サービスの必要な方が増加している一方で、介護職員の不足が予想されています。このような状況に対応するため、元気な高齢者や地域のボランティアの皆さん、介護保険事業者等が力を合わせて、支援が必要な高齢者の在宅生活を支えるとともに、介護予防の充実や、健康寿命を伸ばすための事業を実施するものです。

総合事業の開始によって変わる点

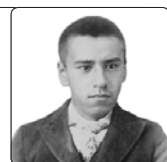
介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスは、全国一律のサービスから市町村がルールを決めるサービスへ変わることになります。市のサービスとなっても、引き続き同じサービス（現行相当サービス）を利用できますが、利用料は月額から日額単価に変わることになります。

現在、ご利用の方は、平成29年4月以降、要支援認定更新の際に、順次、総合事業へ移行することになります。移行までは、現行のサービスを利用できます。移行後、訪問介護や通所介護を継続して利用する場合は、総合事業の訪問型サービスや通所型サービスを利用することになります。

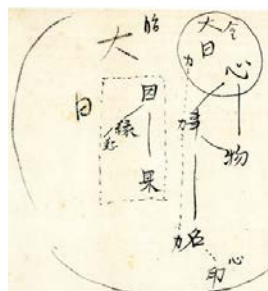
また、総合事業の開始により、総合事業の対象者でサービスが必要と認められた方については、要支援認定なしに総合事業のご利用が可能となります。市では、今後、団塊の世代が75歳となる平成37年（2025年）に向け、総合事業の充実に取り組みます。

南方熊楠翁生誕 150 周年記念 特別企画展「南方熊楠と神秘主義」を開催します

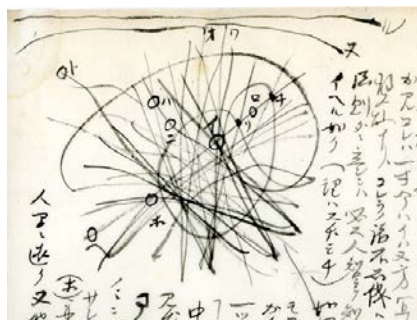
■問合せ 南方熊楠顕彰館（☎ 0739-26-9909）



▶土宜法龍宛の書簡（第二マンダラ）



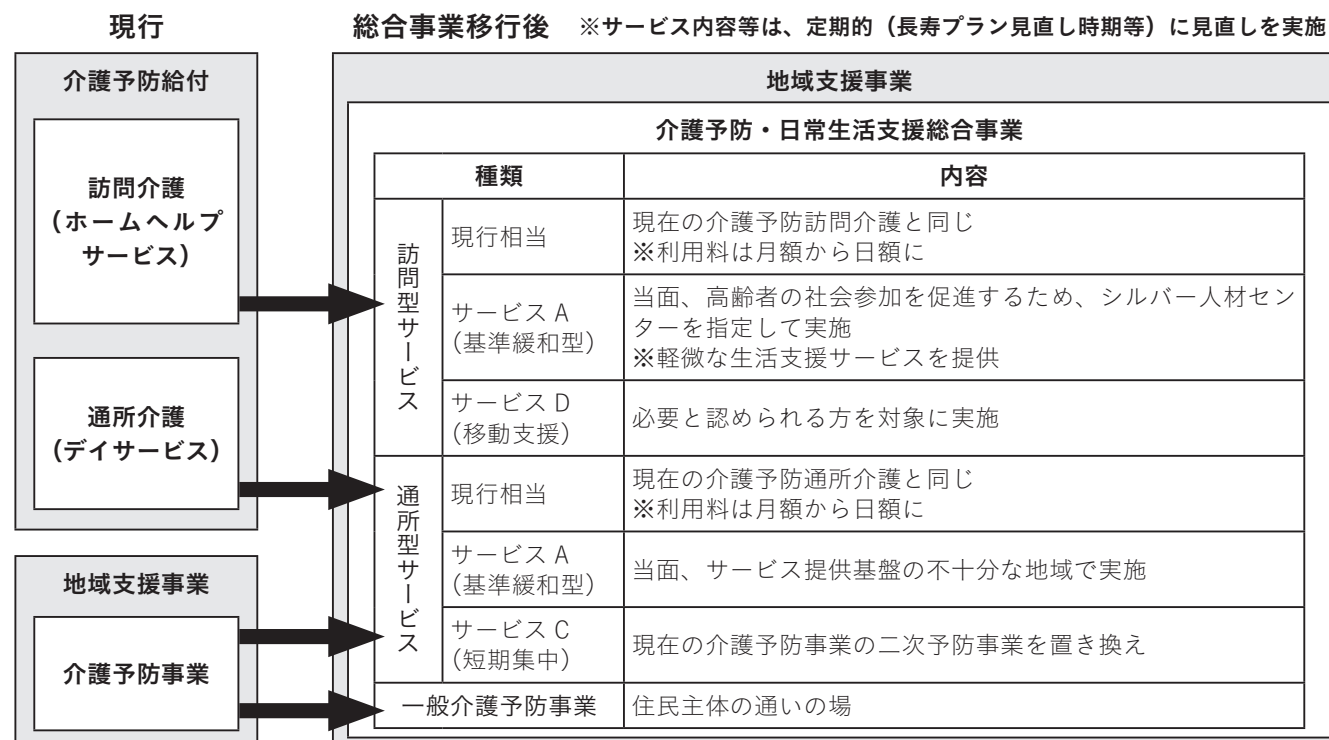
▶土宜法龍宛の書簡（南方マンダラ）



回 3月18日（土）～5月7日（日）
時 10時～16時30分（最終入館 10時）
場 南方熊楠顕彰館「学習室」
※南方熊楠はロンドンでの海外遊学中に近代科学へと傾倒していきましたが、帰国してからは、自分自身が那智の原生林で心霊現象を何度も体験する等、神秘的な現象に対して強い関心を

持ち、生涯にわたってその研究を続けました。
今回は「神秘主義」をテーマに、熊楠の思想について心霊現象やオカルティズム（神秘的な現象・超自然的出来事）等、今まであまり取り上げられてこなかった新しい視点からご紹介します。期間中、講演会（シンポジウム）を予定しています。

▶那智の原生林



※要支援認定者は訪問介護等の介護予防サービスは、これまでどおりご利用いただけます。
※要介護認定者はこれまでと変わりありません。

国民健康保険の異動手続及び
各種保険税（料）の特別徴収について



■問合せ 下記参照

国民健康保険の異動手続について

退職等により会社の健康保険を脱退したときや、国保に加入の方が就職等で会社の健康保険に加入したとき、また、就学のため一時的に住民票を他の市町村に移すときは、14日以内に国保の届出が必要です。

■加入の届出が遅れると

保険税を遡って納めることになります。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

■脱退の届出が遅れると

脱退の届出が遅れ、国保の保険証を使ってしまった場合は、国保で負担した医療費を後で返納していただくことになります。

■学保険証について

修学のため親元から離れている学生には、住民票が市になくても、田辺市国保の被保険者として学保険証が交付できます。次の①～③のような場合には、手続が必要になります。

①新規に学保険証が必要な場合

新規に修学した方又は修学中の方が、住民票を他の市町村に移すため学保険証が必要な場合には、学校の名称と所在地が確認できる書類（在学証明書等）、保険証及びマイナンバー

カード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

②学保険証の有効期限の延長が必要な場合

進学等で修学年限が延長になり、学保険証の有効期限の延長が必要となる場合には、期限延長となることを証明できる書類、学保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

③修学年限が3月末で終了となり、住民票が市にない場合

学保険証は、有効期限の3月末を過ぎると、国保の資格を喪失します。

- ・有効期限後に市内に住民票を移さず、社会保険や共済組合等の他の健康保険に加入しない場合には、住所地の国保に加入する手続が必要となります。

- ・学保険証の有効期限内に他の健康保険に加入した場合に、国保の資格喪失手続が必要となりますので、新たな保険証、学保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。
- ・卒業後、市内に住民票を戻して国保に加入する場合には、転入届の際に、学保険証をお持ちください。

国保保険課庶務係

☎0739（26）9924

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の特別徴収（仮徴収）が始まります

4月から、平成29年度の保険税（料）を年金から天引きする特別徴収（仮徴収）が始まります。なお、納税（付）義務者が平成29年4月1日以前に資格を喪失した場合でも、事務の都合により4月支給の年金から天引きされることがあります。その場合は、後日還付（返金）します。

■特別徴収について

保険税（料）を年金からの天引きにより納付いただく方法で、年6回の年金定期支払時に実施されます。そのうち、4・6・8月の3回を「仮徴収」、10・12・翌年2月の3回を「本徴収」と言います。

◇仮徴収

年間保険税（料）額は前年中の所得状況等が確定次第、7月以降に決定します。したがって4・6・8月は、前年度の保険税（料）を基に計算した暫定の保険税（料）額を年金から天引きします。

◇本徴収

7月に年間保険税（料）額が決定された後、仮徴収額を差し引いた額を10・12・翌年2月の3回に振り分けて年金から天引きします。

■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の特別徴収（仮徴収）について

◇2月に特別徴収された方
仮徴収額は、昨年7月に「特別徴収通知書」又は「納税（付）通知書」でお知らせしたとおり、平成29年2月に特別徴収された額と同額を4・6・8月の年金から天引きします。

◇転入、年齢到達及び年金支給開始等により新たに特別徴収の要件に該当された方

仮徴収額は、前年度の年間保険税（料）額を基に算定されます。その額を4・6・8月の年金から天引きします。

◇「平成29年度特別徴収（仮徴収）開始通知書」の送付について

4月から新たに特別徴収（仮徴収）の対象となる方について通知します。なお、2月に特別徴収され、継続して特別徴収となる方には送付しません。

■介護保険料の特別徴収（仮徴収）について

対象となる方には、「特別徴収（仮徴収）開始通知書」を送りますのでご確認ください。

◇2月に特別徴収された方

平成29年4月は、平成29年2月と同額を年金から天引きします。平成29年6・8月は、暫定の年間保険料額（※）から、4

月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

◇平成29年4月から新たに特別徴収となる方

暫定の年間保険料額（※）を天引き回数（年6回）で振り分けて年金から天引きします。

※平成29年度仮徴収時の暫定の年間保険料額は、各被保険者が平成28年度に該当した保険料段階の年間保険料額のことです。

■国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法の変更について

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付方法が年金から天引きする特別徴収の対象となる方は、申請により口座振替による納付に変更することができます。変更の方法については、下表をご覧ください。

特別徴収の対象となる方の条件等、詳しくは、左記へお問い合わせください。

◇注意点

介護保険料については、特別徴収から口座振替への納付方法の変更は、できません。

国保保険課 保険税係
☎0739（26）9965

特別徴収の対象となる方で、特別徴収ではなく、口座振替による納付を希望される方

■次の要領で①「納付方法変更申出書」及び②「口座振替依頼書」を提出してください。

◇提出書類	◇提出先
①納付方法変更申出書	保険課保険税係（本庁舎2階）又は各行政局住民福祉課 ・国民健康保険税と後期高齢者医療保険料では申請書が異なります。
②口座振替依頼書	口座振替を依頼する（お手持ちの口座がある）金融機関 ・申込みの際には、口座の預貯金通帳及び印鑑をお持ちください。 ・金融機関届出印照合のため、市役所窓口では受付できません。 ・振替依頼書は、納税（付）義務者1名につき1枚ずつ提出してください。

■提出の時期により、年金からの天引き中止月が変わります。

提出時期		年金からの天引き中止月		口座振替の開始月※
3月末まで	→→→	6月（4月分まで天引き）	→→→	7月（第1期）から
5月末まで	→→→	8月（6月分まで天引き）	→→→	7月（第1期）から
※年間の保険税（料）額から天引きされた額を差し引いた額を、7月～翌年3月の9回に振り分けます。				

特別徴収の対象となる方で、特別徴収による納付を希望される方

■納付方法の変更手続は不要です。

■注意事項

◇どちらの納付方法を選択されてもお支払いいただく国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の総額は変わりません。
◇国民健康保険税の納付方法について、特別徴収の対象世帯であっても既に口座振替で納付いただいている世帯については、口座振替による納付方法を優先しています。



より食べやすく、
より楽しめる梅干し

1月23日㊤、紀州田辺うめ振興協議会は、^{えんげ}嚥下困難者用食品として、梅肉をペースト状にした梅干し「とろりうめぼし」(仮称)の完成を発表しました。



一面の銀世界を楽しむ♪

1月29日㊤、龍神村ごまさんスカイタワー周辺で「南国紀州の雪あそび」が開催され、約80名の参加者はソリで滑るなど雪遊びを満喫しました。



文化財から歴史をたどる

歴史民俗資料館で、企画展「闘雞神社の文化財」展が3月26日㊤まで開催されており、獅子・^{こま}狛犬や奉納鏡などの文化財が展示されています。



首都圏で田辺の食と観光をPR

2月6日㊤～12日㊤、東京都・丸の内ハウスでプロモーションイベント「W世界遺産のまち 田辺 WEEK PLAY UMEBOSHI」が開催されました。



世界遺産を守るために

1月26日㊤、闘雞神社で市街地の火災による延焼防止を想定した消防訓練が行われ、ご神体の避難や飛び火による出火を防ぐための放水が行われました。



日本一を目指して

2月4日㊤、田辺スポーツパーク野球場で18日㊤までキャンプを行う大阪ガス硬式野球部の歓迎セレモニーが開催されました。



体験と実践で生き延びる知識を学ぶ

1月22日㊤、紀南文化会館で防災フェスティバル田辺が開催され、市内26組の自主防災組織が参加しました。4階「小ホール」等で行われた「挑戦！NHK防災サバイバル」は、大規模な災害発生時の防災知識や判断力を身に付けるための防災訓練をゲーム形式で行うもので、ラジオを聞いて情報を集めたり、簡易トイレや防寒用の腹巻を作ったりといった防災に関する課題に挑戦しました。参加者は、「ラジオの使い方など慣れていないことが多く、課題は難しかったが、大変参考になった」と話してくれました。会場では他に、起震車による地震体験や昭和南海地震のパネル展示、陸上自衛隊の協力によるカレーの炊き出しなどが行われました。



大会記録を上回る好タイムで、堂々の3位！

2月19日㊤、和歌山市で第16回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が開催され、田辺市代表チームは、海南市と和歌山市に次ぐ、3位入賞を果たしました。今年はオープンチームを含む46チームが参加。田辺市は序盤から先頭集団に加わる力強い走りを見せ、上位3チームが大会記録を上回るというハイレベルなレースの中で、1時間8分28秒という好記録を残しました。

個人の成績では、1区の井潤翔^{いたに}太選手、5区の井潤^{あやさ}汰選手、6区大木原礼彩選手が区間賞を獲得。そのうち、井潤^{いたに}翔太選手・汰選手は区間新記録を樹立し、入賞に大きく貢献しました。



おしらせボックス

市営住宅入居者を募集します

- 募集住宅（各1戸）
- ◇本庁管内
 - 《新万》新万7
 - 《新庄》内之浦6
 - 《中芳養》中芳養5
 - 《上の山》御所谷2
- ◇龍神行政局管内
 - 《福井》福井
 - 《柳瀬》フォレスト館〔単〕
- ◇中辺路行政局管内
 - 《栗栖川》栗栖川鍵
- ◇大塔行政局管内
 - 《鮎川》鮎川下附5
- 間取り・家賃等
- 間取りは1K・3DK・3LDK等タイプが異なります。

家賃は、7600円（4万7700円）で、住宅所得により異なります。

①3月1日（水）～22日（水）に、申込用紙に必要事項を記入の上、下記へ郵送でお申し込みください。申込用紙は、下記又は各行政局産業建設課（2ページ参照）で配布しています。応募者多数の場合は、抽選で決定します。抽選は4月5日（水）10時から、本庁舎3階「第1会議室」で行います。

なお、募集団地等を変更する場合があります。

■随時募集住宅

既に入居者が決定している場合等があります。

- ◇龍神行政局管内（各1戸）
 - 《甲斐ノ川》甲斐ノ川
 - 《小家》小家
- ◇中辺路行政局管内
 - 《川合》川合2・2戸
 - 《石船》石船・1戸
 - 《近露》近露〔定〕：1戸
- ◇大塔行政局管内
 - 《向山》向山〔定〕：4戸
 - 《合川》合川庵谷〔定〕：2戸
- 〔単〕単身者のみ、申込みができます。
- 〔定〕市外からの移住者を対象に募集する住宅ですが、住民票が市内にある方も申込みをすることができます。ただし、市

みんなでまちづくり補助金の募集をします

外からの申込みを優先します。固建築課市営住宅係（社会福祉センター1階）〒646-8545 新屋敷町1 ☎0739（26）9936

- 【施設整備補助】（ハード事業）
- 補助対象事業 4月1日～平成30年3月31日に、民間が所有する用地に公共性の高い施設等を整備する事業で、次の全ての要件を満たすもの
- ◇各地域の自然資源・文化資源又は歴史的特性を生かして行う施設等の整備事業又は公益に寄与する施設等の整備事業
- ◇地域の活性化につながる施設等の整備事業であり、地域の合意が得られるもの
- ◇地域の住民に限らず、広く市民が利用又は参加できる開かれた施設等の整備事業
- ◇施設の整備後は、少なくとも5年間は同じ目的に利用
- ◇施設の維持管理については、補助対象者の責任において実施するもの
- 補助金額 補助対象経費の4分の3以内の額で、100万円を限度に補助。た

だし、対象事業が国・県等の補助金を受ける場合、補助対象経費は、その補助金の額を差し引いた額（補助対象とならない経費があります。）

- 【事業実施補助】（ソフト事業）
- 補助対象事業 4月1日～平成30年3月31日に実施する事業で、次のいずれかに該当するもの
- ◇地域が抱える課題解決に取り組む公益事業
- ◇地域の資源や特性を生かした、市内外に地域の良さや地域をアピールするイベント
- ◇広く市民を対象とした、まちづくり意識の高揚を図る事業
- ◇その他、補助金の交付目的に適合する事業
- 補助金額 補助対象経費の2分の1以内の額で、50万円を限度に補助。ただし、対象事業が国・県等の補助金を受ける場合、補助対象経費は、その補助金の額を差し引いた額（補助対象とならない経費があります。）
- 【共通要項】
- 市内で地域づくりに取り組む、市民により組織された団体。ただし、次のいずれかに該当する団体は除きます。
- ◇運営において、市の負担金や補助金・交付金を受けてい

る団体

- ◇営利を目的とする団体
- ◇宗教活動を目的とする団体
- ◇特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦・支持・反対とすることを目的としている団体

◇その他、補助金の交付目的に適合しないと認められる団体

①3月15日（水）～4月17日（月）に、所定の申請書に必要書類を添えて、左記へ提出してください。申請書は、自治振興課・各行政局総務課・市民活動センター（市民総合センター2階）で配布するほか、ホームページからも取得できます。

- なお、3月中の申請は仮受付とし、本事業が3月議会です算の議決を得た後、正式な受付とさせていただきます。
- 注意 上記該当事業でも補助対象とならない場合があります。詳しくは、左記へお問い合わせください。
- ①自治振興課市民活動係（本庁舎3階）
- ☎0739（26）9911
- ② http://www.city.tanabe.lg.jp/jichi/shiminkatsudou/siminkatudou-hoyokin.html
- ◇各行政局総務課
- ②ページ参照

平成29年度予備自衛官補を募集します

予備自衛官補は、一般社会人や学生を予備自衛官補に採用し、教育訓練終了後、予備自衛官として任用する制度です。一般公募は3年以内に50日、技能公募は2年以内に10日間の訓練を受けます。

①4月14日（金）～18日（火）（いずれか1日を指定されます。）

②一般公募は和歌山市内、技能公募は兵庫伊丹市内を予定しています。

試験種目	内容
筆記試験	国語・数学・理科・社会・英語・作文 ※技能公募については小論文のみ
口述試験	個別面接
適性検査	予備自衛官補としての適性を判定する検査
身体検査	身体検査の合格基準による

③日本国籍を有し、自衛隊法第38条に該当しない方で、左記のとおりです。

◇一般公募 7月1日現在18歳以上34歳未満の方

少年少女発明クラブ クラブ員を募集します

子供に理科や科学に興味や関心を持ってもらい、様々な体験を通じて、発明や実験をする楽しさと発見や創作する喜びを知ってもらうことで、創造性豊かな人間形成を図ることを目的に年間10回の教室を開催します。

①5月から月1回、②（9月を除く。）

③午前中を予定（一部を除く。）

④市内の公民館・学校等の施設・近畿大学水産研究所（白浜町）等を予定

⑤工作や実験・野外での自然観察等、様々な体験

⑥市内の小学校に通う新4年生～新6年生の児童

⑦30名（応募多数の場合は、抽選）

田辺市子ども・子育て会議の公募委員を募集します

子ども・子育て支援制度の実施に対し、市民の皆さんから幅広いご意見をいただくため、委員として会議に参加してくださいの方を募集します。

①子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施について審議するため、田辺市子ども・子育て会議を設置しています。会議では、田辺市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の審議をはじめとし、就学前の子供の教育・保育の在り方、その他子育て支援に関すること審議します。

市内に住民票がある満20歳以上（平成29年4月1日現在）の方で、任期中に数回開催される会議に出席でき、国又は地方公共団体の議員及び職員

でない方

- 募集人数 2名
- ※選考委員会を設けて選考します。
- 任期 2年（6月～平成31年3月31日）
- ①4月28日（金）「必着」までに、「子育て支援について」をテーマにした、800字程度の小論文に申込書（①氏名②生年月日③性別④住所⑤電話番号⑥職業等）を添えて、左記へ直接お持ちいただくか、郵送でお申し込みください。申込書等は、左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。
- なお、提出された応募書類等は返却しませんので、ご了承ください。
- ①子育て推進課こども家庭係（市民総合センター1階）
- 〒646-0028
- 高雄一丁目23-1
- ☎0739（26）4927
- ② http://www.city.tanabe.lg.jp/kosodateusishin/kodomokosodatekaigi.html

住民バス有料広告を募集します

■掲載車両 龍神・中辺路・大塔・本宮の各地域で運行し

ている住民バス

- 掲載期間 4月～（1か月単位）
- ①1枠1020円（月額）×掲載月数
- ※各地域によって車種等の違いにより、掲載位置や面積が異なります。
- 提出書類
- ◇田辺市有料広告掲載申込書（様式1号）
- ◇広告原稿
- ◇市税完納証明書
- その他 申込書は左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。申込書を提出する際は、希望の車両に掲載可能かどうか、左記へお問い合わせください。
- ①企画広報課企画調整係（本庁舎3階）
- ☎0739（26）9963
- ② http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/bus/sharyou_yuuryoukokoku.html
- ◇各行政局総務課
- ②ページ参照



国民年金保険料の学生納付特例申請について

20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を申請すると保険料の納付が猶予されます。

■国民年金手帳・本人確認書類（免許証等）・学生証の写し又は在学証明書をお持ちの上、左記で手続をしてください。

■市民課庶務年金係（本庁舎2階）

☎0739（26）9925

◇各行政局住民福祉課

☎2ページ参照

◇田辺年金事務所国民年金課
☎0739（24）0432



田辺税務署からのお知らせ

【個別相談について】

4月から相続税・贈与税・土地等の譲渡所得税に関する

縦覧帳簿の縦覧等について

【土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿】
■期間
4月3日⑧～5月1日⑧

陽税務課 資産税係（本庁舎2階）・各行政局住民福祉課

■縦覧制度とは

納税者の皆さんが土地や家屋の評価額を比較し、自らが所有する土地や家屋の評価額が適正かどうかについてご確認いただくための制度で、不明な点があれば説明を求めることができます。ただし、自らが所有する以外の土地や家屋の評価内容については、個人情報保護の観点から詳細にご説明することはできませんので、ご了承ください。

■市内に所在する土地及び家屋の固定資産税の納税者
◇納税者と同一世帯の親族
◇納税管理人として届出されている方

◇納税者の代理として委任状等を提示した方

◇法の規定により管財人や管理人等に選任された方

【固定資産課税台帳等の閲覧及び証明】

■開始時期 4月3日⑧～

個別相談は、毎週④・⑤のみの事前予約制となります。

個別相談を希望される場合は、左記まで事前予約をお願いします。

なお、個別相談以外の一般相談は国税庁ホームページのタックスアンサー又は電話相談センターをご利用ください。

■田辺税務署 資産税担当

□ <https://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>

☎0739（22）1250

【還付申告についてのお願ひ】
◇還付金の受取場所欄には、申告者本人名義（申告書に記載の氏名）の口座を記載してください。

◇還付金のお支払は、還付申告書の提出から6週間程度、自宅等からe-Taxで申告された場合は、3週間程度です。ただし、場合によっては時間が掛かる場合がありますので、ご了承ください。

◇インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振り込みができませんので、取引先の銀行へお問い合わせください。

還付申告・確定申告についてご不明な点は、左記へお問い合わせください。

■田辺税務署 管理運営部門
☎0739（22）1250

陽税務課 資産税係（本庁舎2階）・各行政局住民福祉課・各連絡所（証明書の交付のみ）

■所有者（納税者）

◇納税管理人として届出されている方

◇所有者（納税者）の代理として委任状等を提示した方

◇借地人及び借家人
◇平成29年1月2日以後に新たに所有者となられた方や、法の規定により管財人や管理人に選任された方

※閲覧及び証明は、現年度分及び過年度4か年度分に限ります。また、閲覧等に関しては縦覧制度とは異なるため、同一世帯の親族の方であっても、所有者（納税者）からの委任状が必要となりますのでご注意ください。

【共通事項】

窓口に来られる方は、個人番号（マイナンバー）カードや運転免許証等の本人確認ができるものをお持ちください。

※固定資産の所有者（納税者）以外の方は、次のものが併せて必要となります。

◇親族や代理の方は、委任状（縦覧の場合に限り、市内に住民票のある同一世帯の親族の方は不要です。）

◇相続人の方は、相続関係の分

【平成 28 年分 確定申告分の納期限等について】

税目	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税（個人事業者）	贈与税
納期限	3月15日⑧	3月31日⑨	3月15日⑧
振替日	4月20日⑧	4月25日⑨	振替納税制度は、ありません。
納税方法	■振替納税利用の方 ご指定の金融機関の口座から振替納付の手続を行います。振替日の前日までに、納税額に見合う預貯金の準備をお願いします。 ※振替納税は、申告期限までに申告書を提出しなければ利用できません。また、平成28年分から、振替納税の領収証書が送付されなくなりますので、ご注意ください。 ※e-Taxで申告された方は、国税庁ホームページで、振替納税の結果を確認できます。書面での証明が必要な方には、税務署にて振替納税がされた旨の証明を行います。 ■振替納税未利用の方 ◇納付書で、上記納期限までに、最寄の金融機関又は税務署納付窓口で納付してください。 ※コンビニエンスストアで納付する場合（納付額が30万円以下に限る。）は、税務署の窓口でバーコード付きの納付書の交付を受け、納付してください。 ※平成29年1月から、国税のクレジットカード納付が開始されました。（利用するにはインターネットで専用サイトにアクセスする必要があります。）詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/nozei-shomei/credit_nofu/）でご確認ください。 ◇納税には振替納税が便利です。今回から振替納税を利用される方は、納期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、税務署又は利用される金融機関へ提出してください。		
延納制度	申告書の「延納届出」欄に金額を記載の上、2分の1以上を納期限までに納付（振替納税利用の場合は、振替日に振替納付）すれば、残額を5月31日⑧まで延納することができます。延納期間中は、年利1.7%の利子税が掛かります。なお、延納税額が280,000円以上の場合は、利子税が掛かります。	延滞制度は、ありません。	年賦延納を希望される場合は、各種条件がありますので、上記へお問い合わせください。
ご注意	納税が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替できなかった場合は、納期限の翌日～納付日までの延滞税の納付が必要となる場合があります。		

かる書類等（戸籍・除籍謄本等）

◇所有者が法人の場合は、法人の代表者印、又は代表者印の押印のある委任状

◇借地人及び借家人の場合は、当該権利を証する書類（賃貸契約書等）

◇新たに所有者となられた方や、法の規定により管財人や管理人等に選任された方は、それらを証する書類

■陽税務課 資産税係
☎0739（26）9921

事業者の皆さんへ「よろず」相談を開催します

和歌山県よろず支援拠点では、県内の中小企業・小規模事業者の経営上の様々な相談に応じています。

地域の方さんによりお気軽にご相談いただけるよう、定期的に出張相談会を開催しています。事前予約も可能です。是非ご利用ください。

■毎月第2・4④（祝）、年末年始を除く。

■9時30分～17時15分

■西牟婁振興局2階「小会議室」（朝日ヶ丘23-1）

■和歌山県よろず支援拠点（公益財団法人わかやま産業振興財団内）

☎073（433）3100

□ www.yorozu-wakayama.jindo.com

ごみ焼却施設のダイオキシン類濃度を測定しました

平成28年9月に、ごみ焼却施設の煙突から出る排ガスと最終処分場から出る処理水に含まれるダイオキシン類濃度を測定し、その結果が出ましたのでお知らせします。

いずれの数値も、国の基準値より低い数値となりました。

■ダイオキシン類濃度（毒性当量）

測定箇所		市の測定値	国の基準値
ごみ焼却施設	1号炉	0.0088ng/Nm ³	5ng/Nm ³
	2号炉	— ng/Nm ³	
最終処分場の処理水		0.000055pg/ℓ	10pg/ℓ

※ごみ焼却施設2号炉は大規模改修中のため、測定を行っておりません。

◇用語解説

・Nm³（ノルマル立法メートル）…気体は温度や圧力により体積が変化するため、0℃、1気圧に換算した状態をNで表現したときの気体の体積です。

・1ng（ナノグラム）…10億分の1g

・1pg（ピコグラム）…1兆分の1g

～田辺市の人口～
（平成29年1月末現在）

		前月比
男	36,000人	（－44）
女	40,403人	（－62）
計	76,403人	（－106）
世帯	35,504世帯	（－23）
出生	33人（男16・女17）	

～3月の納税等～

■市県民税 給与特別徴収分…2月徴収分

■国保税 普通徴収…第9期分

■介護保険料 普通徴収…第9期分

■後期高齢者医療保険料 普通徴収…第9期分

※納期限を過ぎて納付されますと、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。



😊 地域とまちの交流で、地域の良さを発見できたら

私たちは、3年前に中辺路に移住してきました。トマトとにんにくの栽培・販売のほか、去年からはケチャップや万能調味料などの加工品も作っています。移住してくるまでは大阪で勤めていたのですが、農業には以前から興味があり、一生の仕事としてやっていけたらと就農を決意。岡山県のトマト農家で2年間農業の勉強をさせていただいた後、この中辺路に移り住むことができました。そして温川区の皆さんには本当に良くしていただき、仕事や地域の活動にやりがいを感じながら、頑張っています。

またこの春からは、山や畑などの自然の中で、親子が一緒になって成長できることを目指した自主保育の活動を行う予定です。私たちにも子供がいるのですが、この地域には同年代の子供が少ないので、街との交流を増やし、地域内外の方と一緒に取り組めたらと思います。



石山さんご夫婦

ゆういち 佑一さん、かえ 可絵さん
中辺路町 温川

たなベスマイル



すくすく子育てクラブ

44 子供のおやつは大切な食事の一部

■おやつ役割

子供の胃は小さく、消化器官の機能も未熟なため、3回の食事だけでは必要な栄養がとれません。そこで、おやつが必要になります。おやつには「栄養素やエネルギー、水分の補給」「食べる楽しみ」といった大切な役割があります。大人と同じようなお菓子やジュースなどではなく、食事を補うものにしていきましょう。また、おやつはお友達や家族と一緒に食べると楽しい時間になります。心も育んでいきます。

■おやつのお勧め

- ①季節の果物（いちご・みかん・りんご）
 - ②野菜を使ったもの（ふかし芋・にんじんゼリー・お好み焼き・おやき）
 - ③主食になるもの（おにぎり、ロールサンド）
 - ④乳製品（牛乳・ヨーグルト・チーズ）
- 単品でなく組み合わせると、バランスも良くなります。



健康増進課
藤若 恭子

我が家の愛ドル

（3月生まれ）



田中 佳凛ちゃん（3歳）
お誕生日おめでとう！楽しいおしゃべりやお歌、色々な表情を見せてくれて、とても嬉しいです。これからの成長がますます楽しみです。大好き、佳凛ちゃん！

ママ・ダダより



山本 うららちゃん（4歳）
うーちゃん4歳のお誕生日おめでとう（ノハッ）最近「女の子やなあ」って感じさせられる事が多い♡これからも空お兄ちゃんと仲良く、優しく元気いっぱいいうーちゃんに居てね☆★

パパ ママより



田川 ほのりちゃん（3歳）
ほのちゃん、3歳のお誕生日おめでとう！好奇心旺盛で活発なほのりちゃん！4月からお姉ちゃんと一緒に幼稚園、楽しみだね（＾＾）

広報発行月に誕生日を迎えるお子さん（就学前まで）の写真を募集しています。住所・氏名・生年月日・電話番号・簡単なコメント（80字まで）を添えてください。4月生まれのお子さんの締切りは、3月10日㊤です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。
■あて先 〒646-8545 新屋敷町1 企画広報課 広報広報係 ☐kikaku@city.tanabe.lg.jp

備えて防災コラム

第34回 防災行政無線



今月で、東日本大震災から6年が経過します。発生直後のテレビ映像で、真っ黒な波が街を襲い、なぎ倒される家や堤防を乗り越える船の姿が放送され、恐怖を覚えたことを今でも思い出します。また、この地震では多くの方が津波の被害に遭いました。地震・津波の発生を皆さんにお知らせする方法の一つとして、防災行政無線があります。防災行政無線と聞けば、無線通信と思う方がいるかもしれませんが、俗にいう「防災放送」がこれに当たります。防災行政無線でお知らせする内容は、多岐にわたり、各種行事のお知らせなどの市政に関するものを始め、行方不明者の捜索や通行止めなどの緊急放送、気象警報の発表や火災放送などの非常放送があります。

防災行政無線が聞こえにくいと感じたことがあるかもしれませんが、理論上は住居などには音声が届くようにスピーカー（防災行政無線屋外受信子局）を配置しています。しかし、機密性の高い建物の中や気象状況、周囲の騒音などにより聞こえにくいことがありますので、何か放送がされているときは、窓を開けたら、玄関先に出るなどして聴いてください。なお、市では防災行政無線を聞き逃した又はもう一度聞きたいなどといった場合の補完を目的に、「防災行政メール（2ページ参照）」及び「防災行政テレフォンガイド（☎0120-9631910）」を導入しています。



図書館へ行こう

ひとことコラム

図書館で調べ物をするとき、「必要な情報がちょうど思い通りに手に入る」「偶然手に取った本が素晴らしい感動を与えてくれる」といった経験はないでしょうか。このような思ってもみなかった幸福をもたらしてくれるのが『図書館の天使』です。皆さんも図書館で調べ物をするときや歴史民俗資料館へ行ったとき、素晴らしい情報に出会うかもしれません。「たなべる」の天使が舞い降りる幸福を味わってみてください。いつでもお待ちしております。(政)

司書のオススメ 新着図書



古民家カフェを開こう

著/五味 美貴子 発行/株KADOKAWA

人気カフェのオーナーが、古民家カフェを開業するための物件選びから、資金調達の方法やリノベーションの要点、リピーター獲得のメニューとレシピ等について、分かりやすく写真とともに紹介します。

詩選集 子どもへの詩の花束

発行/株竹林館

すてきな詩が、花束のようにいろいろ入っている詩集です。「おもしろいな」「これ、好きだな」と感じたら、何度も声に出してその詩を読んでみてください。元気が出て、楽しい気持ちになれるはずです。

休館日

本館＝毎週㊿(㊿を除く)、3/21㊿、3/23㊿(館内整理)
龍神分室＝第1・3㊿、3/20㊿
中辺路分室＝毎週㊿、3/20㊿
大塔分室＝第1・2・3㊿、毎週㊿、3/20㊿
本宮分室＝毎週㊿、3/20㊿

お子さんと一緒に

おはなしのコーナー



■おはなし会

絵本の読み聞かせや紙芝居

(対象：4歳くらいから)

本館＝3/5・12・19・26・4/2

(全㊿、11時～)

中辺路分室＝3/18㊿(10時30分～)

大塔分室はお休みです。

■おはなしのじかん

おはなしや わらべうたなど

(対象：小学生以上)

本館＝3/4・4/1(全㊿、11時～)

■おはなしタイム

おはなしや 絵本の読み聞かせなど

(対象：4歳くらいから)

本館＝3/11・18・25(全㊿、11時～)

■ひよこタイム

赤ちゃん絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど(対象：0～2歳くらい)

本館＝3/15㊿(11時～)

■こぐまタイム

絵本の読み聞かせやパネルシアターなど(対象：2～3才くらい)

本館＝3/15㊿(11時30分～)

開館時間

本館＝㊿～㊿ 9時30分～19時30分
㊿・㊿ 9時30分～18時
分室＝9時～17時
※龍神分室は、㊿～㊿ 20時まで時間延長あり。

※移動図書館の運行日程・巡回時間については下記までお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
○問合せ 市立図書館 ☎ 0739-22-0697 (☎ <http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html>)

必撮!!

まちかど特派員

市民レポーターが、地域情報を発信★



おひな様の桜の木……「梅」だったかも……?

「梅」
「梅」
「梅」

梅は、一つ咲くと香るといわれています。その香る花を見せていただくとうと、「紀州石神田辺梅林」にお邪魔しました。

一言で……「絶景!」

山一面の白い花。振り返ると遠く海まで見渡せる景色。シャッキリと背筋が伸びるような爽快感。(私の語彙力では、この美しさをお伝えしきれない……と反省しきり。)お天気の良い日には淡路島も見えるそうです。たくさん話題でさらに注目の集まる田辺の梅ですが、この絶景は今のだけのもの。ぜひお越しくださいませ。

さて、三月はひな祭り。おひなさんには橘と桜の木があります。これは、御所のお庭の橘と桜に倣ったこと。その昔、平安の頃は、橘と



「梅」だったそうです。今は橘と桜になっていますが、おひなさまの飾りが「梅」だったかも……。なんて、田辺市民としては何とも誇らしい気分です。

お話を聞かせていただいた石神会長、スタッフの皆さん、お忙しい中、ありがとうございました。

文・写真 中野 永実子

第12回 紀州備長炭記念公園

今回は紀州備長炭記念公園で田辺の特産品の備長炭の作業を見せてもらい、備長炭についてたくさん学びました。ハワイでは炭が作られていないので、初めて備長炭を作っている場所に行きました。私が訪ねたときは作業の最後の工程だったので、箱に備長炭を積み込み始めていました。私も手伝い、備長炭を手持ったら、思ったより重たくてびっくりしました。ハワイの木で出来た炭も持たせてもらい、備長炭と比べてとても軽かったです。紀州備長炭記念公園で木の切り方から、炭釜で焼いて出す作業を説明してくれて面白かったです。最後に備長炭をプレゼントしてくださって、とてもうれしかったです。その後に、紀州備長炭発見館を見に行き、従業員さんが備長炭の歴史、種類、作り方やいろんな使い方を教えてくれました。世界中で炭を作っている国が多いですが、和歌山の紀州備長炭は日本、そして世界の中で良質な炭だと知られています。最近アメリカや他の国では環境や体にいい物が人気で、たくさんの人たちに昔からある日本一の紀州備長炭のことを知ってもらいたいと思いました。



ザエツの

たなべ散歩

ALOHAE! 国際交流員のシェンです。私が市内のあちこちで出会った「田辺ならでは」という体験や出来事を皆さんにお伝えします!



相談日程

市民法律相談

☎市民の方に限ります。

■相談日（予約受付開始日）・相談員

3/13 ㊦（3/ 7）＝岡田弁護士

3/21 ㊦（3/14）＝村上事務所

4/ 3 ㊦（3/22）＝倉谷弁護士

4/10 ㊦（4/ 4）＝山本弁護士

4/17 ㊦（4/11）＝中松弁護士

☎社会福祉センター 3 階「相談室」（本庁舎東隣 3 階）

■予約方法 予約受付開始日から相談日の正午までの間に、電話又は直接、下記までお申し込みください。

☎8 名〔先着〕

■受付時間

平日 8 時 30 分～17 時 15 分

受付時に簡単に相談内容をお聞きます。

■相談時間 14 時～16 時のうち、1 人 15 分間（集合時間は予約時にお伝えします。）

※相談・聞き取りは、できるだけ本人が応じてください。また、相談に係る書類があればお持ちください。※弁護士職務基本規程に抵触することが判明した場合等は、当日の相談をお受けできません。

☎自治振興課 市民生活係

（本庁舎 3 階）☎ 0739-26-9911

市民・消費生活相談

消費生活のトラブルや多重債務など市民生活についての相談に応じます。

☎平日 8 時 30 分～17 時 15 分

☎自治振興課 市民生活係

（本庁舎 3 階）☎ 0739-26-9911

行政相談

■相談日・場所・相談員

3/17 ㊦㊦＝中辺路行政局・中村恒夫

3/22 ㊦㊦＝大塔行政局・佐田俊知

3/28 ㊦㊦＝社会福祉センター 3 階

「相談室」・那須正治（☎ 090-4640-3142）

3/28 ㊦㊦＝本宮行政局・折戸富子

4/ 7 ㊦㊦＝龍神行政局・松本淳

■相談時間

㊦＝10 時～11 時

㊦＝13 時～15 時

㊦＝13 時 30 分～15 時 30 分

☎自治振興課 市民生活係

（本庁舎 3 階）☎ 0739-26-9911

人権・登記・相続相談

■相談日・場所・相談員

3/ 2 ㊦＝市民総合センター(人権相談のみ)

3/21 ㊦＝大塔総合文化会館

4/ 7 ㊦＝龍神行政局

※3/2 は、人権擁護委員のみ、3/21・4/7 は、人権擁護委員と法務局職員です。

☎13 時 30 分～15 時 30 分

※受付は 15 時まで

☎法務局 田辺支局

（文里一丁目 11-9）☎ 0739-22-0698

※人権相談については㊦㊦㊦を除き、法務局でも相談に応じます。ただし、登記相談については事前にお問い合わせください。

女性電話相談

女性の抱えるいろいろな悩みに、女性相談員が電話で相談に応じます。

☎平日 9 時～12 時

■相談専用電話 ☎ 0739-26-4919

外国人相談 (English)

☎平日 ㊦～㊦ 9 時～17 時

㊦ 9 時～12 時

☎国際交流センター(市民総合センター3階)

※事前にお問い合わせください

☎ 0739-33-9019

一般健康相談

血圧測定後、保健師又は看護師が健康について相談に応じます。

■相談日・場所

3/13 ㊦＝西部センター

3/14 ㊦＝芳養児童センター

3/27 ㊦＝南部センター

☎10 時～10 時 30 分

☎健康増進課 健康管理係

（市民総合センター 2 階）

☎ 0739-26-4901

介護相談

☎平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※認知症に関する相談は、毎月第 1 ㊦ 10 時～12 時に「よりみちサロンいおり」でも受け付けています。

☎やすらぎ対策課 地域包括支援センター係（市民総合センター 1 階）

☎ 0739-26-9906

ひきこもり相談

☎平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※直接、窓口に来られる場合は要予約

■相談専用電話 ☎ 0739-26-4933

☎ shc@city.tanabe.lg.jp

☎健康増進課 健康管理係

（市民総合センター 2 階）

☎ 0739-26-4901

不登校・いじめ・教育相談

【不登校・いじめ・教育相談】

☎平日 9 時～16 時

☎教育研究所（本庁舎北隣 2 階）

☎ 0739-25-1511

【いじめホットライン】

☎平日 9 時～16 時

■相談専用電話 ☎ 0739-26-3224

■いじめ相談ダイレクトメール

☎ ijime110@city.tanabe.lg.jp

家庭児童相談

家庭における児童の養育及び福祉についての相談に応じます。

☎平日 8 時 30 分～17 時

☎家庭児童相談室

（市民総合センター 1 階）

☎ 0739-26-4926

子育て相談

【子育て相談】

☎平日 8 時 30 分～17 時 15 分

☎健康増進課 健康管理係

（市民総合センター 2 階）

☎ 0739-26-4901

各行政局 住民福祉課 ☎ 2 ページ参照

【愛あい子育て相談】

☎平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※「愛あいルーム」での面接相談可

☎地域子育て支援センター愛あい

（もとまち保育所内）

☎ 0739-22-9285

おやこ健康カレンダー

◇4 か月児健診

3/7 ㊦＝田辺、9 ㊦＝龍神、28 ㊦＝

田辺、4/11 ㊦＝田辺、13 ㊦＝大塔

◇7 か月児健診

3/8 ㊦＝田辺、9 ㊦＝龍神、23 ㊦＝

田辺、4/12 ㊦＝田辺、13 ㊦＝大塔

◇11 か月児相談

3/3 ㊦＝田辺、9 ㊦＝龍神、24 ㊦＝

田辺、4/7 ㊦＝田辺、13 ㊦＝大塔

◇1 歳 6 か月児健診

3/2 ㊦＝田辺・龍神、8 ㊦＝大塔、22

㊦＝田辺、4/5 ㊦＝田辺

◇2 歳児相談

3/2 ㊦＝龍神、8 ㊦＝大塔、9 ㊦＝田辺、

21 ㊦＝田辺、4/13 ㊦＝田辺

◇3 歳 6 か月児健診

3/1 ㊦＝田辺、2 ㊦＝龍神、8 ㊦＝大塔、

16 ㊦＝田辺、4/4 ㊦＝田辺

◇マタニティスクール

3/3 ㊦＝田辺、4/7 ㊦＝田辺

☎田辺…市民総合センター

龍神…龍神保健センター

中辺路…中辺路保健センター

大塔…大塔健康プラザ

本宮…本宮保健福祉総合センター

☎時間など、詳しくは対象者に送付し

ている通知をご覧くださいか、健康増

進課健康管理係（☎ 0739-26-4901）

又は各行政局住民福祉課（☎ 2 ペー

ジ参照）までお問い合わせください。

各施設申込み・抽選日

【生涯学習センター】

■貸室 11 室（市民総合センター内）

（交流ホール・会議室・料理実習室など）

☎平成 29 年 6 月分は 4/1 ㊦から予約可

☎生涯学習課 公民館係（☎ 0739-26-4925）

【紀南文化会館】

■大・小・展示ホール

平成 30 年 4 月分は 4/1 ㊦ 9 時から受付

■その他の施設

平成 29 年 10 月分は 4/1 ㊦ 9 時から受付

☎☎紀南文化会館（☎ 0739-25-3033）

☎http://www.kinanbunkakaikan.jp

編集後記

▼通勤にバイクを使用していますが、最近エンジンの調子が良くありません▼大学の頃からなので、10 年以上乗っています▼そろそろ買い替え時なのか（ヤノマイ）

▼特集の取材で、漁に同行させていただきました▼船の揺れに移動もままならない僕とは対照に、動じることなく大きな網を手繰る海の男たち……▼とても格好良かったです（りーち☆）

▼暦では、もう春ですね▼まだ寒い日が続きますが……▼皆さん春を迎える準備はできていますか？ ▼ちなみに私のこの冬の心残りは、雪で遊べなかったことです（まいきー♡）

【有料広告】 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有 料 広 告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

【有料広告】 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有 料 広 告

1 枠単独（縦 46mm × 横 85mm）

有 料 広 告 募 集 中 ！

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか？

本紙(広報田辺)及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。

広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の 2 か月前の 20 日までに申し込んでください。

詳しくは、企画広報課 広聴広報係までお問い合わせください。
☎ 0739-26-9963 ☎http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukoku-kouhou.html